

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県男女共同参画推進条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	県民部人権男女共同参画課		
条 例 の 概 要	男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	男女がともに生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの必要性は引き続き高くなっている。 本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するための施策の推進等に必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	本条例に規定する男女共同参画を推進するための理念にのっとり県が男女共同参画の計画を策定し、施策を総合的に推進していること及び、県内の 300 人以上の従業員を有する事業者からの男女共同参画の届出制度や県民や事業者への情報提供等を実施することにより、男女共同参画社会の形成に、有効に機能している。	3 ヶ年の届出実績件数 18 年度 415 件 19 年度 431 件 20 年度 458 件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	一定規模の事業者から男女共同参画に関する事項を届け出させることにより、県内の男女共同参画の推進状況の把握、推進状況が著しく不良である等の事業者の指導を効率的に行っている。 また、届出事項についても、必要最小限度の内容であり、事業者に過度な負担をかけるものではない。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	男女共同参画社会の形成の促進は、「あらゆる分野での男女共同参画社会の推進」を掲げる「神奈川県力構想」の「政策の基本方向」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第 9 条の規定（地方公共団体の責務）に則した内容であり、憲法、法令に違反するものではない。	
	その他 		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無